

大型免許等の取得費用の一部を補助します！

山形県では、物流等の担い手を確保するため、大型免許等を取得して、県内で就職又は自ら開業して自動車運転業務に従事する方に対して、免許取得費用の1/2（上限11万円）を補助します。

（事業者が従業員の免許取得費用を負担した場合は、事業者に対して補助します。）



■ 補助対象者

- 大型免許等を取得して山形県内で就職又は自ら開業し、自動車運転業務に従事する方
- 従業員の大型免許等の取得費用を負担した中小企業者（県内に事業所を置く中小企業で、免許等を取得した従業員（役員を含む）を自動車運転業務に従事させているもの）

■ 補助対象となる免許

大型免許、中型免許、けん引免許

（大型自動車の自衛隊用自動車限定又は中型自動車の8 t 限定の解除を含む）

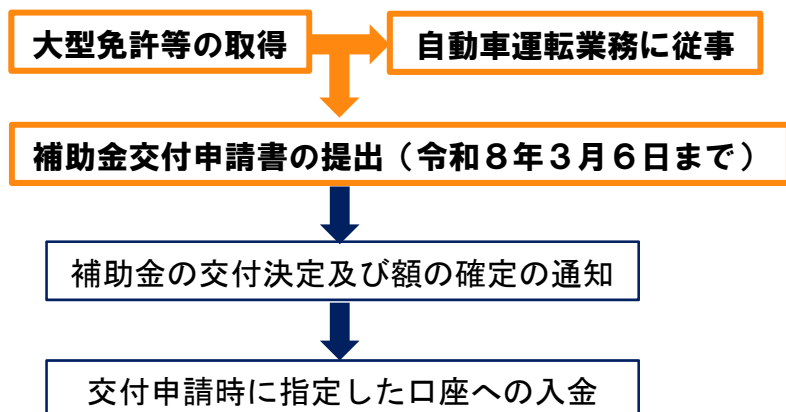
■ 補助対象経費

- 大型免許等の取得に要した経費（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）
 - ・ 入学金
 - ・ 適性検査料
 - ・ 学科教習料
 - ・ 技能教習料
 - ・ 効果測定料
 - ・ 教材費
 - ・ 写真代
 - ・ 検定料
- ただし、下記については補助対象外とします。
 - ・ 免許取得に係る交通費、宿泊費
 - ・ 仮免許試験手数料、仮免許証交付手数料、運転免許試験手数料及び技能試験料、運転免許証交付手数料
 - ・ 延長・補習教習料
 - ・ その他、取得に関する事務的経費全般
- 国土交通省の補助金、公益社団法人全日本トラック協会及び公益社団法人山形県トラック協会の助成金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金等（市町村からの補助金等は含まない。）の額を控除します。（厚生労働省の教育訓練給付金との併用は不可）

■ 受付期間

令和7年4月2日（水）から令和8年3月6日（金）（予算額に達し次第、受付を終了）

■ 手続きの流れ



※令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間に免許を取得し、自動車運転業務に従事していることが必要です。

※補助金の交付要綱をご覧になりたい方、申請書の様式が必要な方は、県のホームページをご覧ください。

山形 大型免許補助





Q 補助対象の免許を2種類（例：大型免許とけん引免許）取得したのですが、それぞれ補助金をもらえるのですか。

A 補助対象となっている免許を複数取得した場合は、それぞれの取得にかかった費用を合算した額が補助対象経費となりますが、この場合でも、お1人あたりの補助金額の上限額は11万円となります。

Q 建設業者ですが、従業員が大型免許等を取得して大型ダンプの運転業務に従事する場合も補助金の対象になりますか。

A 補助金の対象になります。大型免許等を活用した自動車運転業務に従事しているのであれば、業種は貨物自動車運送事業に限りません。

Q 事業者が申請する場合、何人まで補助対象となりますか。

A 人数制限はありません。申請は先着順で受け付け、予算額に達し次第、受付期間中であっても受付を終了する予定ですので、補助対象者がいる場合、その都度申請いただいて構いません。

Q 仕事上必要でなくとも、大型免許等を取得した場合は対象となりますか。

A 仕事上必要でない大型免許等を取得した場合は、対象となりません。申請の際は、取得した免許を活用して自動車運転業務に従事していることを証明する書類の添付が必要になります。

Q 合宿による教習を利用したのですが、補助金の対象経費はどうなりますか。

A 合宿を利用した場合は、教習所に支払った額のうち、宿泊費や食事代を除いた額が補助対象となります。このため、教習費用や宿泊費、食事代等の内訳が記載された書類（見積書、請求書、領収書等）の発行を教習所に依頼し、補助金の交付申請時に提出してください。

Q 国と市町村の補助金、山形県トラック協会の助成金ももらっています（もらう予定です）が、この場合、県からの補助金はどうなりますか。

A 国やトラック協会等から補助金をもらう場合は、自己負担額からその額を除いた額の1/2を申請してください。ただし、この除外する額に、市町村からの補助金は含みません。

（例）大型免許取得費用として44万円を負担し、国の補助金（補助率1/2）、山形県トラック協会の助成金（定額4万円）、市町村の補助金（補助率1/3）の交付を受ける場合の県の補助金額の計算方法

$(44\text{万円} - 22\text{万円}(\text{国補助} \cdot 44 \times 1/2) - 4\text{万円}(\text{トラック協会助成})) \times 1/2$
 $= 9\text{万円}(\text{自己負担額は9万円})$

※ 市町村の補助金額は、残った自己負担額の1/3（9万円 $\times$ 1/3 = 3万円）

<問合せ・申込み先>

山形県 みらい企画創造部 総合交通政策課 生活交通・物流対策担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

☎ 023-630-3417 / FAX 023-630-3082